

湖西市選挙管理委員会告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併特例法」という。）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに合併特例法第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 1 日

湖西市選挙管理委員会

委員長 西 川 睦 弘



- | | | |
|---|-------------------------|----------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 | 911 人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 | 7,585 人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 | 15,170 人 |